

高木まり

Vol.16
2006.10

さいたま変革プロジェクトNEWS

民主党さいたま・市政レポート北区版

発行所:民主党さいたま市議会議員団 北区事務所:〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-16-19
TEL 048-654-2559 FAX 048-652-6445 メールtakagi@marit.jp

高木まり
さいたま市議会議員

1967年生まれ
東京大学法学部卒
東京銀行勤務
枝野幸男秘書を経て
2003年さいたま市議会議員初当選



高木まり
公式サイト

<http://www.marit.jp>



今年4月から実施された障害者自立支援法(全面実施は10月から)の影響で、その負担の重さに障害者の皆さんの生活が成り立たなくなる事態が各地で発生しています。この深刻な状況を法改正まで放っておくわけにはいかないと、全国の自治体で独自の補助策が相次いで打ち出される中、さいたま市議会でも9月議会の代表質問で各会派から質問が相次いだ結果、市も影響を調査しつつ適切な対応を取る旨の回答を出すに至りました。

障害者自立支援法への緊急対応

今、国にできなくても、市でできること。

「自立支援」とは名ばかりの法律

昨年、郵政騒ぎの影に隠れて「障害者自立支援法」が成立しました。法律名の自立支援とは名ばかりで、中身は障害者の皆さんの生活を成り立たなくさせるものでした。その内容は、サービスを受けた量が多いほどお金を多く支払うという

もので、一見普通に見えるかもしれませんが、障害が重ければ重いほど、たくさんの収入を得るのは難しいのに、利用が多いのだから負担をしるという中身なため、実際の施行から障害者の皆さんの悲鳴があがる事態が生じています。

そこで、市だからできること

当初さいたま市は、この事態に対して、国実施の施策のことなので自治体がそれに対応してどうこうすべきではないといった方針でありました。しかし、国施策の影響とはいえ、実際の目の前の市民が困っているという事態であれば、そ

に独自の支援をするという判断はあってしかるべきです。そして、実際、9月の段階で政令市だけをとっても、15政令市中10市で既に独自支援を発表しており、各地から自治体による支援策が広がっていました。

市民が動き、議会が動いて、市が動いた

今回の9月議会には、障害者の皆さんから独自支援を求めて、5万7千筆にのぼる署名付きの請願が提出されました。この署名に動かされる形で、代表質問では各会派からこの件に関する市の対応を質す質問が相次ぎました。我が民主党会派からも「市民に対してなすべきこと」と

して取るべき対応について質問し、10月の全面施行の影響を踏まえたうえで適切な対応をするとの答弁を執行部から引き出すことができました。採決当日には、全会派一致で市の確実な対応を促す付帯決議も採択されました。